

## 会 議 録

会 議 名	令和元年度第3回野田市障がい者基本計画推進協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議題 (仮称) 野田市手話言語条例の制定について (答申) 【公開】
日 時	令和2年1月29日(水) 午後1時15分から午後2時まで
場 所	野田市役所 8階大会議室
出 席 委 員	会 長 渡辺 隆 副会長 谷口 勲 池田 実代 上木 昭 熊沢 英也 逆井 一 鈴木 良造 清本 健二郎 小林 修 新井 嘉代子 松浦 雅子 松本 良二 高峰 啓三 野村 祐一 岩井 重子 名代 千代子
欠 席 委 員	加藤 満子 渡辺 邦夫 山本 由紀子
事 務 局 等	鈴木 有(市長)、今村 繁(副市長)、直井 誠(保健福祉部長)、小林 智彦(障がい者支援課長)、伊原 誠宏(障がい者支援課長補佐兼計画係長)、佐田 徹(障がい者支援課障がい者福祉係長)、齋藤 剛(障がい者支援課相談支援係長)、桑折 菜摘(障がい者支援課計画係主任主事)、森本 晃司(障がい者支援課計画係主任主事)、日下 水樹(障がい者支援課計画係主事)
傍 聴 者	2人
議 事	令和元年度第3回野田市障がい者基本計画推進協議会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
障がい者支援課長補佐 渡辺会長	【開会】 事務局が配布資料の確認を実施した。  =会長挨拶=
障がい者支援課長補佐 渡辺会長	【議題 野田市手話言語条例の制定について】 協議会設置条例第6条第1項により会長が議長を務めるとされているため、議事の進行を渡辺会長に依頼する。 まず本日の出席状況について、委員定数19人のうち16人が出席のため、協議会設置条例第6条第2項により本協議会が成立していることを報告する。 次に会議の公開について、本協議会は個人情報等の不開示情

障がい者支援課長	<p>報取り扱うことがないため、原則公開となる。本日は2人の傍聴希望を許可したことを報告する。</p> <p>(仮称)野田市手話言語条例の制定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>=資料に沿って説明=</p>
渡辺会長 熊沢委員 (手話通訳による)	<p>事務局から説明について、質問等があればお願いします。</p> <p>昨年に南房総が台風19号の被害を受け、ろう者も浸水や屋根が飛んだ瓦が飛んだなどの被害を受けたが、そのときの情報はとても遅れていた。手話言語条例が制定されていない、手話の普及もまだまだの健聴者の皆さんと平易に意思疎通ができない地域だった。</p> <p>野田市に条例ができれば皆さんが手話を少しずつ理解し、覚えてもらえば、そういう災害が起きたときに、私たちと手話でコミュニケーションを取れるようになれば、本当に有り難い。そのような施策を推進してほしい。</p>
渡辺会長 上木委員	<p>ほかに質問等があればお願いします。</p> <p>条例第6条第5号を修正したとあるが、考え方を伺いたい。災害時に情報を得やすい環境の整備について、実際に災害があったときの支援とふだんからの災害に備えた支援についての環境整備が必要ではないか。災害が起きた後の支援は当然必要だが、ふだんからの備えについての支援を受けられる環境整備も含まれた内容になっているのか。</p>
障がい者支援課長	<p>手話言語条例では、手話を言語として認めふだんから手話を普及させて、手話を使用されている人が日常生活で困らないようにすることが趣旨となる。その中の施策として、災害時における環境整備というのは、御指摘の両方の支援を含むものと考えている。具体的には、手話を普及させることによって、通常から情報提供をできるような環境にしておくこと。もう一つは、災害があったときに避難、災害情報どう伝達するかについて等の施策も含まれる。</p> <p>また、今年度に協議会に諮問している令和2年度制定予定の(仮称)障がいのある人とない人の円滑な意思疎通を推進する条例でも同様である。</p>
渡辺会長	<p>ほかに質問等がないようであれば、事務局から説明のあった条例案で決定してよろしいか。</p> <p>=異議無し=</p>
渡辺会長	<p>異議ないため、本条例案で決定する。</p> <p>これより答申を行う。答申の文案については会長に一任させていただき、後ほど、委員にも写しを配布する。これから暫時休憩とする。</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>＝暫時休憩＝</p> <p>議事を再開する。  (仮称)野田市手話言語条例の制定について(答申)  令和元年8月28日付野保障第362号で諮問のありました(仮称)野田市手話言語条例について、当協議会において慎重に審議した結果、別紙の野田市手話言語条例案のとおり答申いたします。</p> <p>＝市長挨拶＝</p>
<p>渡辺会長</p> <p>障がい者支援課長 補佐</p>	<p>議事は以上で終了する。そのほかに事務局から報告等があれば伺う。</p> <p>報告事項として、何点か案内したい。資料の用意はないが、先ほど、障がい者支援課長からも説明したとおり、(仮称)障がいのある人となない人との円滑な意思疎通支援を推進する条例を既に昨年8月に諮問している。当該条例については、令和2年度の条例制定を進めているが、様々な障がい特性に対応した意思疎通を推進するための条例であることから、内容について、多角的に考えていかねばならないと考えている。引き続き御審議のほどお願いしたい。</p> <p>次に第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画について、現在の第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の計画期間が令和2年度で終了することから、令和2年度に改めて計画を策定することとなる。こちらについても、諮問を予定しており御審議のほどお願いしたい。</p> <p>続いて、地域生活支援拠点整備に関して報告する。地域生活支援拠点整備準備会では、地域生活支援拠点の整備等の検討を重ねている。準備会において、研修会を毎年度実施している。研修会は、地域生活支援拠点の機能の一つである人材育成を目的として、毎年度実施しており今年度も開催の予定である。今年度は、社会福祉法人円融会の協力を得て、特別養護老人ホーム船形サルビア荘で実施する予定である。内容としては、基幹相談支援センター業務を受託予定の円融会の担当者に講義をお願いするとともに、今年4月に開設予定のグループホーム、まだ仮称であるがナーシングピア船形の施設見学を実施する予定である。</p> <p>なお、地域生活支援拠点の整備について、4月に基幹相談支援センターや緊急受入れに対応する短期入所施設を併設した障がい者グループホームが開設することで地域生活支援拠点に求められる五つの機能がそろふことになることから、準備会は3月末をもって解散し、4月からは地域生活支援拠点の運営会議を組織して運営の検証を行いたいと考えている。</p> <p>次に障がい者雇用室について報告する。野田市では、障がい者雇用について、これまで身体障がい者の方を対象とした職員</p>

<p>渡辺会長</p>	<p>採用を実施してきたが、知的障がい者及び精神障がい者については、採用枠を設けていなかった。そこで、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度を活用し、障がい者雇用室を設置することで知的障がいのある人及び精神障がいのある人の雇用を実施する。既に1月14日から職場実習を開始しており、郵便物の仕分、公用車の洗車等の業務に従事しているところである。今後は従事する業務を順次各所属などにも拡大をしていく中で、知的障がいのある人や精神障がいのある人に対する障がいの特性や対応方法について職員の理解を深めて、市役所全体を障がい者の継続的な就業の場にしたいと考えている。</p> <p>最後に本協議会の今後の日程について、令和元年度の開催は本日で最後になる。次回については、令和2年7月上旬の開催を予定しており具体的な日程が決定次第、改めて通知する。事務局からの報告は以上になる。</p> <p>委員の皆様には長時間にわたり御協力いただき感謝する。以上をもって、令和元年度第3回野田市障がい者基本計画推進協議会を閉会する。</p> <p>＝14時閉会を宣言＝</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------